

SERENO

グループ共済保険のご案内

特長

● 手ごろな保険料で 充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、
保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、 手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じた
必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金が生じた場合は
配当金として還付します。



セレノグループ共済保険のご案内	1
退職後制度について	7
注意喚起情報・契約概要	9
1型 家族サポートプラン	17
3型 総合医療プラン(入院保障プラン+万全プラン)	19
4型 三大疾病給付プラン	25
5型 ニューロングライフプラン	27
加入申込書記入例	39

お知らせ

「3型総合医療プラン(万全プラン)」
の親介護について下記の制度変更を
行っております。

- ・Rコース(300万円)、Qコース
(200万円)を新設
- ・継続加入年齢を85歳まで延長(継
続加入される方は保険料をご確認
ください)



【注意喚起情報】・【契約概要】はP.9～14に記載しています。
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

2022年4月13日(水)

加入申込書提出期限

各事業所指定の提出締切日

責任開始期
(加入日)

2022年7月1日(金)

※上記申込締切日はお客様締切日ではありません。
各事業所締切日までに提出ください。

〔契約者〕 大成建設株式会社

1型 家族サポートプラン

3型 総合医療プラン

4型 三大疾病給付プラン

5型 ニューロングライフプラン

加入申込書記入例

若い方

(24歳)の場合



若いからこそ、心配なこと。

保険は必要だけど、毎月の保険料の負担は抑えたい…。でも、ケガや病気をしたら、貯金を削って治療費や入院費を出すのはもっと痛い！

団体保険を賢く活用！

相互扶助の保険なのでスケールメリットが効き、保険料がリーズナブル。死亡保障は最少限に抑えて、病気やケガの保障を手厚くしましょう。

例えば

	保障額	月払保険料(概算)	
		男性	女性
1型 家族サポートプラン	死亡・高度障害保険金 500万円	455円	285円
3型 総合医療プラン (入院保障プラン +万全プラン)	入院給付金(入院保険金) 日額 5,000円	男性 (入院保障プラン: 万全プラン: 1,088円 480円)	女性 (入院保障プラン: 万全プラン: 1,088円 790円)
4型 三大疾病給付プラン	特定疾病保険金 200万円	男性 406円	女性 302円

合計保険料(概算)	
男性	2,429円
女性	2,465円

これなら毎月の負担も少なく済むね！



責任世代

(35歳)の場合



家庭も会社も支える立場だから…。

会社でも家庭でも責任重大。こつこつ貯蓄してローンや教育費、老後に向けて節約したいけど、もしものことがあったら家族にかかる負担は大！

団体保険を賢く活用！

ご家族のことを一番考えて、何があってもご家族が困らないように備えは十分に。死亡保障も病気やケガの保障も、今はしっかりと手厚く備えておきたいですね。

例えば

	保障額	月払保険料(概算)	
		男性	女性
1型 家族サポートプラン	死亡・高度障害保険金 4,000万円	3,640円	2,280円
3型 総合医療プラン (入院保障プラン +万全プラン)	入院給付金(入院保険金) 日額 10,000円	男性 (入院保障プラン: 万全プラン: 2,660円 1,090円)	女性 (入院保障プラン: 万全プラン: 2,660円 1,860円)
4型 三大疾病給付プラン	特定疾病保険金 500万円	男性 1,290円	女性 1,380円

合計保険料(概算)	
男性	8,680円
女性	8,180円

1万円を切るなら負担にならないな！



配偶者の保険もご確認を！

※年齢は保険年齢です。 ※4型 三大疾病給付プランの保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎

シンプルでわかりやすい。あなたを支える団体保険。

シングル

(30歳)の場合



親には頼りたくないから、自分のことは自分で。

いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。ただし、病気やケガで治療や入院が必要になったら両親に迷惑をかけたくない。

団体保険を賢く活用！

これからのために、病気やケガ、重大な病気によりしっかり備えておきましょう。収入に合わせて最適な保障額にして、なにかあっても今の生活レベルを維持できるようにしましょう。

例えば

	保障額	月払保険料(概算)	
		男性	女性
1型 家族サポートプラン	死亡・高度障害保険金 1,500万円	1,365円	855円
3型 総合医療プラン (入院保障プラン +万全プラン)	入院給付金(入院保険金) 日額 5,000円	男性 (入院保障プラン: 万全プラン: 1,333円 530円)	女性 (入院保障プラン: 万全プラン: 1,333円 980円)
4型 三大疾病給付プラン	特定疾病保険金 300万円	男性 624円	女性 579円

合計保険料(概算)	
男性	3,852円
女性	3,747円

貯蓄もできるし安心もバッチリ！



シニア世代

(50歳)の場合



これからは自分や配偶者のことを優先。

子どもが独立したり、ローン返済の目途もついたから、今加入している保険を見直したい。老後の生活と病気への備えのバランスが気になるな。

団体保険を賢く活用！

お子様が独立したら、死亡保障よりも病気やケガの保障を充実させましょう。保障内容を見直して、セカンドライフの余裕資金にあてることができるといいですね。

例えば

	保障額	月払保険料(概算)	
		男性	女性
1型 家族サポートプラン	死亡・高度障害保険金 1,000万円	2,610円	2,090円
3型 総合医療プラン (入院保障プラン +万全プラン)	入院給付金(入院保険金) 日額 5,000円	男性 (入院保障プラン: 万全プラン: 2,228円 720円)	女性 (入院保障プラン: 万全プラン: 2,228円 1,350円)
4型 三大疾病給付プラン	特定疾病保険金 200万円	男性 1,630円	女性 1,506円

合計保険料(概算)	
男性	7,188円
女性	7,174円

今の保障は大きすぎるかも…。



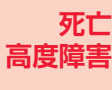
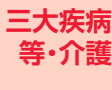
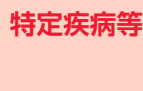
配偶者の保険もご確認を！

率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

①はじめに

セレノグループ共済保険のご案内 人によって、ライフステージによって、必要

家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。
また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。
本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。
1年毎ご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。
まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。(商品の具体的な保障内容は、各商品のページをご覧ください。)

商品の名称	商品の特長
  1型 家族サポートプラン 年金払特約付子ども特約付団体定期保険【生命保険】	◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
  3型 総合医療プラン 入院保障プラン 家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	<入院保障プラン> ◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
  万全プラン 医療保険【損害保険】	<万全プラン> ◎病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。 ◎三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。 ◎所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。
  4型 三大疾病給付プラン リビング・ニュース特約付、代理請求特約【Y】付集団月掛無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	◎特定疾病および死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニュース特約)
  5型 ニューロングライフプラン 拠出型企業年金保険【生命保険】	◎在職中の積立制度です。 ◎積み立てた資金を原資として、保険料払込完了後に年金を受け取ることができます。

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 3型 総合医療プラン<万全プラン>のみのご加入はできません。3型 総合医療プラン<入院保障プラン>と同額にてご加入ください。
- 親介護(3型 総合医療プラン<万全プラン>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の3型 総合医療プラン<万全プラン>とセットで、配偶者の親は配偶者の3型 総合医療プラン<万全プラン>とセットでご加入ください。
- 4型 三大疾病給付プランについて、過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

注★：本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用)、または本人と同一戸籍に記載されている子

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方、または本人と同一戸籍に記載されている子

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。

 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

な保障内容や保障額は異なります。



安心して暮らしていくために家族そろって保障を充実

- 自分に万一のとき、妻の生活費や住居費、子どもの教育費など、大きな資金が必要になることを考えて、充実した保障を確保。



残された家族のことも考えて保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
- ただし、自分に万一のときに残された家族にのこせる保障を、と考える。

ご加入いただける方		
 本人	 配偶者	 子ども
大成建設株式会社およびグループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 [年齢は2022年7月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※配偶者は500万円・1,000万円のみ、子どもは100万円・400万円のみのお取扱いとなります。	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}
大成建設株式会社およびグループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 [年齢は2022年7月1日現在の満年齢です。]	17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※配偶者・子どもは5,000円のみのお取扱いとなります。	22歳6カ月までの方 ^{注☆}
3型 総合医療プラン<入院保障プラン>に加入している(今回加入する場合も含みます)大成建設株式会社およびグループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 [年齢は2022年7月1日現在の満年齢です。]	3型 総合医療プラン<入院保障プラン>に加入している(今回加入する場合も含みます)本人の配偶者で、17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
大成建設株式会社およびグループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 [年齢は2022年7月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)

ご加入いただける方についてはP.29をご覧ください。
※60歳までの積み立てとなります。(退職時は年齢にかかわらず積立終了となります。)

退職後の継続加入について	1型 家族サポートプラン 3型 総合医療プラン<入院保障プラン><万全プラン>	4型 三大疾病給付プラン
	55歳以上で退職の場合、継続できます。 ただし子どもは脱退となります。(本人継続の場合、更新前月の6月まで継続となります。)	55歳以上で退職後は個人扱いの保険に加入(80歳まで)できます。 今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
3型 総合医療プラン<万全プラン>		
親介護	 本人・配偶者の親	
	本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、29歳6カ月を超え85歳6カ月までの方(本人の親は本人の3型 総合医療プラン<万全プラン>、配偶者の親は配偶者の3型 総合医療プラン<万全プラン>とセットでの加入が必要です) [年齢は2022年7月1日現在の満年齢です。]	

※5型 ニューロングライフプランは、P.29加入資格をご覧ください。



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。P.10

「グループ共済保険」って何？

『グループ共済保険』は、大成建設株式会社が、独自に保険会社と契約している団体保険です。
大成建設グループの役員および従業員（再雇用者を含む）に万が一（死亡・高度障害）や病気・ケガでの入院等があった場合に保険金・給付金をお支払いする相互扶助の制度です。

病気 ケガ 特定
疾病

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、「加入申込書兼告知書」裏面の生命保険の新規ご加入、保険金の増額前にご確認いただきたい事項をご覧ください。
健康な今だからこそ加入し、安心な生活を送りましょう！（病気になってからだと保険に加入できないケースがあります。）

病気でも同額で継続加入可能

一旦加入すれば、その後病気になられても、同額（もしくは減額）の保障額（ただし、制度上の加入限度額の範囲内）で継続加入できます。

当制度は、加入規模が大きくなるほど、スケールメリットが発揮され割安な保険料でご案内できます。また、1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合には配当金が還付されるのも大きな特長です。

制度の仕組み



1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しします。

※配当金が還付されるのは、「1型 家族サポートプラン」・「3型 総合医療プラン＜入院保障プラン＞」です。

※「1型 家族サポートプラン」と「3型 総合医療プラン＜入院保障プラン＞」は別々に収支計算を行います。

各制度の詳細はP.9～37をご参照ください。

どれくらい支払いがありますか？

〈過去3年間の支払実績〉（2018年7月1日～2021年6月30日）

	件 数	金 額
1型 家族サポートプラン	35件	381,000,000 円
3型 総合医療プラン	入院保障プラン	432件 38,286,000 円
	万全プラン	606件 70,906,331 円
4型 三大疾病給付プラン	18件	39,000,000 円
合 計	1,091 件	529,192,331 円

多くの方々に、お役に立っている制度なんですね。

配当率の実績はどれくらいですか？

〈過去3カ年の配当実績〉

	1型 家族サポートプラン	3型 総合医療プラン ＜入院保障プラン＞
2018年度	約 49.4 %	約 37.2 %
2019年度	約 35.8 %	約 40.5 %
2020年度	約 23.3 %	約 39.8 %

◎1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として還付します。

ただし、期間途中で脱退された場合は配当金はありません。

◎配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

◎配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

配当金が還付されるのは、「1型 家族サポートプラン」と「3型 総合医療プラン＜入院保障プラン＞」です。

◎「1型 家族サポートプラン」と「3型 総合医療プラン＜入院保障プラン＞」は別々に収支計算を行ないます。

◎「3型 総合医療プラン＜万全プラン＞」、「4型 三大疾病給付プラン」には配当金がありません。

もともとお手頃なのに…。
配当金を加味した実質的な負担はさらにお手頃なんですね！

1型 家族サポートプラン

3型 総合医療プラン

4型 三大疾病給付プラン

5型 ニューロングライフプラン

加入申込書記入例

グループ共済保険 退職後制度について



死亡保障

在 職 中

70歳

1型 家族サポートプランに70歳直前2年以上継続して加入している方が保険期間満了時に既加入保険金額以下であれば告知なしで80歳満期のリレー定期保険に加入できます。
(健康状態にかかわらず加入できます。)

1型 家族サポートプラン
(継続最高(可能)保険年齢69歳・
満了時保険年齢70歳^{注1})

リレー定期保険^{注2}
(継続最高(可能)保険年齢79歳・
満了時保険年齢80歳)

疾病保障

3型 総合医療プラン

入院保障プラン 万全プラン
(継続最高(可能)保険年齢69歳・
満了時保険年齢70歳^{注1})

リレー医療保険^{注2}
(継続最高(可能)保険年齢79歳・
満了時保険年齢80歳)

4型 三大疾病給付プラン
(継続最高(可能)保険年齢65歳・
満了時保険年齢66歳^{注1})

退職後三大疾病給付プラン^{注2}
(継続最高(可能)保険年齢79歳・
満了時保険年齢80歳)

退職
(60歳誕生日)

70歳

80歳

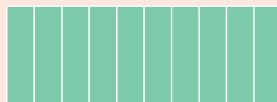
将来の生活保障

5型 ニューロングライフプラン



積立金額(年金原資)

年金



一時金
又は
¥

※詳細は退職時にご案内します。

※55歳以上で退職の場合、1型 家族サポートプラン、3型 総合医療プランについては更新日現在69歳まで更新できます。(70歳以降は、1型 家族サポートプランがリレー定期保険、3型 総合医療プラン<入院保障プラン>がリレー医療保険に加入できます。)また、4型 三大疾病給付プランについては退職後三大疾病給付プランに加入できます。

※リレー定期保険・リレー医療保険・退職後三大疾病給付プランについて、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

注1 1型 家族サポートプラン、3型 総合医療プラン、4型 三大疾病給付プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

注2 リレー定期保険、リレー医療保険および退職後三大疾病給付プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

在職中にグループ共済保険に加入していれば
退職後も安心ですね。



リレー定期保険・リレー医療保険の特長

1 健康状態にかかわらず加入可能 **2** 80歳までの老後保障を確保 **3** 80歳の満期まで保険料率は変わりません。

リレー定期保険について

1型 家族サポートプランの保険期間満了時(70歳)まで継続の方が加入できます。

リレー定期保険 <保険期間80歳満了、口座振替扱 新年払>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	200万円		400万円		600万円		800万円	
	保 険 料		保 険 料		保 険 料		保 険 料	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
70歳 (1952.1.2~1953.1.1)	121,970円	57,820円	243,940円	115,640円	365,910円	173,460円	487,880円	231,280円

※詳細は1型 家族サポートプラン保険期間満了時(70歳)にご案内いたします。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

リレー医療保険について

3型 総合医療プラン<入院保障プラン>の保険期間満了時(70歳)まで継続の方が加入できます。

リレー医療保険 <保険契約A型、入院給付金5-124日型、保険期間80歳満了、口座振替扱 新年払>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	入院給付金日額 2,000円 死亡・高度障害保険金額 20万円		入院給付金日額 3,000円 死亡・高度障害保険金額 30万円		入院給付金日額 4,000円 死亡・高度障害保険金額 40万円		入院給付金日額 5,000円 死亡・高度障害保険金額 50万円	
	保 険 料		保 険 料		保 険 料		保 険 料	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
70歳 (1952.1.2~1953.1.1)	52,950円	48,620円	79,420円	72,930円	105,890円	97,240円	132,360円	121,550円

※詳細は3型 総合医療プラン<入院保障プラン>保険期間満了時(70歳)にご案内いたします。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

退職後三大疾病給付プランについて

在職中、4型 三大疾病給付プランに加入の方が退職後加入できます。

退職後三大疾病給付プラン <保険期間80歳満了、口座振替扱 新年払>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	100万円		200万円		300万円		400万円	
	保 険 料		保 険 料		保 険 料		保 険 料	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
56歳 (1966.1.2~1967.1.1)	51,580円	27,680円	103,160円	55,360円	154,740円	83,040円	206,320円	110,720円
57歳 (1965.1.2~1966.1.1)	53,830	28,600	107,660	57,200	161,490	85,800	215,320	114,400
58歳 (1964.1.2~1965.1.1)	56,200	29,580	112,400	59,160	168,600	88,740	224,800	118,320
59歳 (1963.1.2~1964.1.1)	58,700	30,640	117,400	61,280	176,100	91,920	234,800	122,560
60歳 (1962.1.2~1963.1.1)	61,330	31,760	122,660	63,520	183,990	95,280	245,320	127,040
61歳 (1961.1.2~1962.1.1)	63,910	32,860	127,820	65,720	191,730	98,580	255,640	131,440
62歳 (1960.1.2~1961.1.1)	66,610	34,010	133,220	68,020	199,830	102,030	266,440	136,040
63歳 (1959.1.2~1960.1.1)	69,430	35,180	138,860	70,360	208,290	105,540	277,720	140,720
64歳 (1958.1.2~1959.1.1)	72,370	36,380	144,740	72,760	217,110	109,140	289,480	145,520
65歳 (1957.1.2~1958.1.1)	75,450	37,620	150,900	75,240	226,350	112,860	301,800	150,480
66歳 (1956.1.2~1957.1.1)	78,680	38,930	157,360	77,860	236,040	116,790	314,720	155,720

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

退職後制度については正規パンフレットをご参照ください。

② 注意喚起情報・契約概要

1型 家族サポートプラン
3型 総合医療プラン
4型 三大疾病給付プラン

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

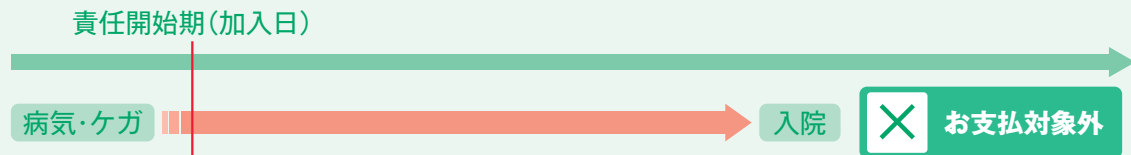
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

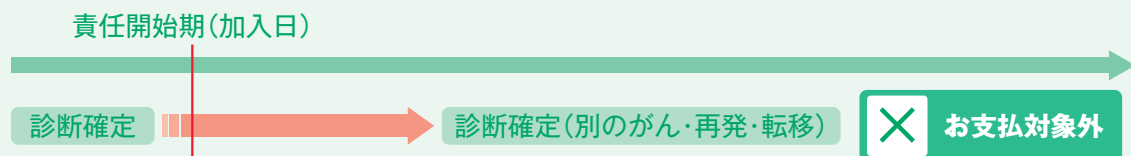
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.31**

2 告知内容について



- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.3をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態

本人

- ・ 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

現在の健康状態

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

- ・ 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

1型 家族サポートプラン

4型 三大疾病給付プラン

3型 総合医療プラン<入院保障プラン> 3型 総合医療プラン<万全プラン>

- 過去12カ月以内の健康状態
- ・ 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

- 過去3カ月以内の健康状態
- ・ 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

- 過去5年以内の健康状態
- ・ 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

- 過去2年以内の健康状態
- ・ 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

- 【別表①】 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

本人・配偶者の親

親介護

現在までの健康状態

- ・ 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

過去5年以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。
- (注)「治療」には指示・指導を含みます。
- ・ 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

- 【別表②】 心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<1型 家族サポートプラン・3型 総合医療プラン<入院保障プラン>・4型 三大疾病給付プランの場合>

- ・ 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<4型 三大疾病給付プランの場合>

- ・ 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

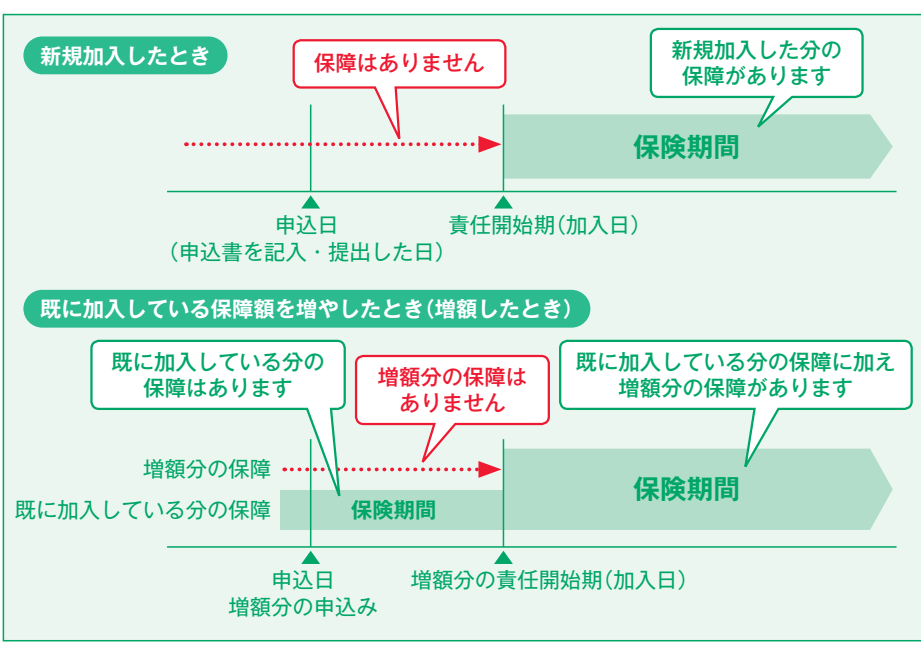
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



< 1 型 家族サポートプラン・3 型 総合医療プラン<入院保障プラン>・4 型 三大疾病給付プランの場合 >
◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
 - ◎ご照会・ご相談窓口等
 - 指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。
 - 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。
- 上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.36**
- 告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.10**

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

- ◎主な保障内容
保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
1 型 家族サポートプラン **P.17** **3 型 総合医療プラン<入院保障プラン>** **P.19** **3 型 総合医療プラン<万全プラン>** **P.19** **4 型 三大疾病給付プラン** **P.25**
※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
- ◎保険料【控除方法】
毎月の給与から控除します。（初回は2022年7月分給与から控除）

3 配当金

- ◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）
1 型 家族サポートプラン **3 型 総合医療プラン<入院保障プラン>**
1 型 家族サポートプラン・3 型 総合医療プラン<入院保障プラン>は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

- [1 型 家族サポートプラン]
明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 日本生命保険相互会社
ジブラルタ生命保険株式会社 第一生命保険株式会社 朝日生命保険相互会社
大樹生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 - [3 型 総合医療プラン<入院保障プラン>]
明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 日本生命保険相互会社
ジブラルタ生命保険株式会社 第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社
- 上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。
- [4 型 三大疾病給付プラン]
明治安田生命保険相互会社
 - [3 型 総合医療プラン<万全プラン>]
明治安田損害保険株式会社

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

拠出型企業年金保険

5型 ニューロングライフプラン

意向確認【ご加入前のご確認】

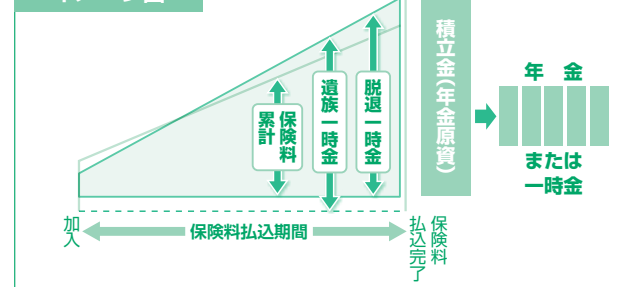
ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

イメージ図



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もし

くは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する
苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
総合法人第二部 法人営業第一部
03-3560-5736

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



Q1

SERENOグループ共済保険は どうやって運営されているの？

A1

SERENOグループ共済保険は、大成建設株式会社が契約者となり、大成建設グループで働く皆さん(役員および従業員(再雇用者を含む))とご家族のために**会社が準備した福利厚生制度**です。

加入者の規模が大きくなるほどスケールメリットが発揮され割安な保険料が適用されるという特長があります。加入者の皆さんの保険料から保険金・給付金が支払われる仕組みで、まさに「**大成建設グループの助け合いの輪**」ともいうべき制度ですので、ご家族とともに安心してご検討ください。



Q2

保険に加入する際に、健康診断結果の提出や医師の受診は必要ないのでしょうか？

A2

グループ共済保険に加入・増額をお申込みいただく際には、健康状態に関する告知が必要となりますが、「健康診断結果のご提出」や「医師の受診」は必要ありません。

当該保険においては、加入申込書等に記載された「**告知内容**」に該当するかどうかを**申込者ご本人が確認のうえ、「告知内容」に該当している場合にのみ加入・増額のお申込みをいただくことが可能です**。なお、正しい告知が行なわれない場合、告知義務違反として契約が解除され、保険金や給付金が支払われないこともあります。



Q3

どの制度にどれだけ入ればいいのか？

A3

必要となる保障額は、皆さん一人ひとりの家族構成・ライフスタイル等によって異なります。ご検討の材料として、以下の情報をご提供しています。

Web画面上のコンテンツとして「**ライフプランシミュレーション**」を用意しています。ご自身のデータ入力により、カスタマイズされた将来の収支情報や必要保障額等が表示されますのでお役立てください。(下記のアドレスからアクセスできます)

<https://be4.meijiyasuda.co.jp>

ユーザーID：e0000700 パスワード：22893932



Q4

忙しいし、また今度の加入にしようか…？

A4

SERENOグループ共済保険への新規加入・保障見直しは**年に1回、毎年この時期にしか行なっていません**。また、新規加入時や保障額を増やす際には、健康状態の告知が必要ですから、保険は元気なうちにご検討・ご加入いただくことをおすすめします。

SERENO

～グループ共済保険～ 各制度の商品説明は…

次のページから

③

1型 家族サポートプラン

【保険期間】2022年7月1日(金)～2023年6月30日(金)



加入対象者

本人

配偶者

子ども

意向確認【ご加入前のご確認】

1型 家族サポートプランは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金として受け取ることができます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

今回、保険年齢が61歳となる方であって2,000万円超のコースにご加入の方は、保険金変更の申込手続きを行なってください。(手続きを行なわなかった場合には自動で2,000万円に変更となります。)

給付の具体例

保険金額2,000万円の場合

万ー(死亡・高度障害)のとき

亡くなられたとき

死亡保険金

所定の高度障害状態になられたとき

高度障害保険金

2,000万円
一時金または年金で受取れます

※所定の高度障害状態についてはP.31の「高度障害状態について」をご覧ください。
※高度障害保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

本人										
申込金額 (万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害 保険金】 (年金原資) (万円)	性別	月払保険料 (円)							
			年齢【保険年齢】 (生年月日)							
			18～35歳 (1987.1.2～ 2005.1.1)	36～40歳 (1982.1.2～ 1987.1.1)	41～45歳 (1977.1.2～ 1982.1.1)	46～50歳 (1972.1.2～ 1977.1.1)	51～55歳 (1967.1.2～ 1972.1.1)	56～60歳 (1962.1.2～ 1967.1.1)	61～65歳 (1957.1.2～ 1962.1.1)	66～69歳 (1953.1.2～ 1957.1.1)
5,900	5,900	男性	5,369	6,903	9,440	15,399	21,063	29,854	この 年齢層の方は、 2,000万円が 加入限度と なります	
		女性	3,363	5,782	7,139	12,331	15,635	23,069		
5,500	5,500	男性	5,005	6,435	8,800	14,355	19,635	27,830		
		女性	3,135	5,390	6,655	11,495	14,575	21,505		
5,000	5,000	男性	4,550	5,850	8,000	13,050	17,850	25,300		
		女性	2,850	4,900	6,050	10,450	13,250	19,550		
4,500	4,500	男性	4,095	5,265	7,200	11,745	16,065	22,770		
		女性	2,565	4,410	5,445	9,405	11,925	17,595		
4,000	4,000	男性	3,640	4,680	6,400	10,440	14,280	20,240		
		女性	2,280	3,920	4,840	8,360	10,600	15,640		
3,500	3,500	男性	3,185	4,095	5,600	9,135	12,495	17,710		
		女性	1,995	3,430	4,235	7,315	9,275	13,685		
3,000	3,000	男性	2,730	3,510	4,800	7,830	10,710	15,180		
		女性	1,710	2,940	3,630	6,270	7,950	11,730		
2,500	2,500	男性	2,275	2,925	4,000	6,525	8,925	12,650		
		女性	1,425	2,450	3,025	5,225	6,625	9,775		
2,000	2,000	男性	1,820	2,340	3,200	5,220	7,140	10,120	13,260	15,300
		女性	1,140	1,960	2,420	4,180	5,300	7,820	9,020	10,660
1,500	1,500	男性	1,365	1,755	2,400	3,915	5,355	7,590	9,945	11,475
		女性	855	1,470	1,815	3,135	3,975	5,865	6,765	7,995
1,000	1,000	男性	910	1,170	1,600	2,610	3,570	5,060	6,630	7,650
		女性	570	980	1,210	2,090	2,650	3,910	4,510	5,330
500	500	男性	455	585	800	1,305	1,785	2,530	3,315	3,825
		女性	285	490	605	1,045	1,325	1,955	2,255	2,665

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 年金の取り扱いについて
- ・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。
- ・配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・1型 家族サポートプランでは平均保険料率と年齢群別保険料率の併用方式を採用しています。
- ・記載の保険料は男女別年代別の概算保険料(年金原資総額500億円以上1,000億円未満)であって、正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合には初回に遡って精算致します。
- ・55歳以上で退職の場合、更新日現在満69歳6ヵ月まで更新できます。なお、退職後の保険金額は本人2,000万円が上限となります。

配偶者

申込金額 (万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害 保険金】 (年金原資) (万円)	性別	月払保険料 (円)							
			年齢【保険年齢】 (生年月日)							
			18～35歳 (1987.1.2～ 2005.1.1)	36～40歳 (1982.1.2～ 1987.1.1)	41～45歳 (1977.1.2～ 1982.1.1)	46～50歳 (1972.1.2～ 1977.1.1)	51～55歳 (1967.1.2～ 1972.1.1)	56～60歳 (1962.1.2～ 1967.1.1)	61～65歳 (1957.1.2～ 1962.1.1)	66～69歳 (1953.1.2～ 1957.1.1)
1,000	1,000	男性	910	1,170	1,600	2,610	3,570	5,060	6,630	7,650
		女性	570	980	1,210	2,090	2,650	3,910	4,510	5,330
500	500	男性	455	585	800	1,305	1,785	2,530	3,315	3,825
		女性	285	490	605	1,045	1,325	1,955	2,255	2,665

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

子ども

申込金額 (万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料 (円)	
		年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2000.1.2～2020.1.1)	
400	400	280	
100	100	70	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金を支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

- 保険金の受取人は次のとおりです。
団体定期保険普通保険約款第39条の定めにより、本人及び配偶者の死亡保険金受取人は、配偶者・子(代襲相続の孫)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位指定があったものとして取扱います。
なお、同順位の受取人が複数の場合保険金分割割合は均等です。子どもの死亡保険金受取人は本人です。
※高度障害保険金は、団体定期保険普通保険約款により、通常受取人は被保険者となります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

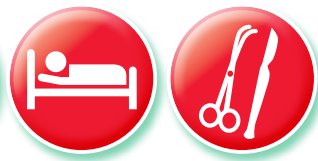
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

4 3型 総合医療プラン (入院保障プラン+万全プラン)

【保険期間】2022年7月1日(金)～2023年6月30日(金)



保障内容等(契約概要部分)

入院保障プラン

加入対象者



- この保険は、病気・ケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

万全プラン

加入対象者



- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

※万全プランのみのご加入はできません。入院保障プランと同日額にてご加入ください。
※配当金はございません。

《制度変更内容》

今年度より親介護部分について下記の制度変更を行っております。

- ・従来のPコース(100万円)に加え、Rコース(300万円)・Qコース(200万円)を新設しました。
- ・継続可能年齢を80歳から85歳に引き上げました。継続加入される方は月額保険料をご確認ください。

お支払い事例

入院保障プラン5,000円・万全プラン5,000円・親介護100万円に加入の場合

事例1

糖尿病で6カ月(180日)入院したとき

【お支払金額】
入院給付金
5,000円×120日=60万円
(限度日数)

入院保障
プランから

糖尿病・高血圧入院保険金
5,000円×180日=90万円

万全
プランから

=150万円



合計150万円

事例2

本人(女性)が子宮がんと診断確定され、悪性新生物根治手術(倍率40倍)を受け、60日間入院したとき

【お支払金額】
入院給付金
5,000円×(60-4)日=28万円

入院保障
プランから

三大疾病入院保険金
5,000円×60日=30万円
女性疾病入院保険金
5,000円×60日=30万円
疾病手術保険金
5,000円×40倍=20万円
三大疾病手術保険金
5,000円×40倍=20万円
女性疾病手術保険金
5,000円×40倍=20万円
=148万円

万全
プランから



合計148万円

事例3

親が認知症により
所定の要介護状態になったとき

【お支払金額】
親介護保険金
100万円



万全プラン(親介護)から

合計100万円

意向確認【ご加入前のご確認】

入院保障プランは、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

万全プランは、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

入院保障プラン

保障内容	本 人		本 人・配偶者・子ども
	10,000 円	8,000 円	5,000 円
病気やケガで、 継続して5日以上入院したとき 〔入院給付金〕	日額 10,000 円 × (入院日数-4日)	日額 8,000 円 × (入院日数-4日)	日額 5,000 円 × (入院日数-4日)
死亡したとき 〔死亡保険金〕	10 万円	10 万円	10 万円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

万全プラン

保障内容	本 人		本 人・配偶者
	10,000 円 A1・A5 コース	8,000 円 B1・B5 コース	5,000 円 C1・C5 コース
三大疾病(※1)・所定の生活習慣病(※2)の治療を 目的として1日以上入院したとき 〔三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金〕	日額 10,000 円 ×入院日数	日額 8,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき 〔疾病・傷害手術保険金〕	手術の種類に応じて 10・20・40 万円	手術の種類に応じて 8・16・32 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円
三大疾病(※1)・所定の生活習慣病(※2)の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき 〔三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金〕	手術の種類に応じて 10・20・40 万円	手術の種類に応じて 8・16・32 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円
所定の要介護状態になったとき 〔介護保険金〕	100 万円 (1回を限度)	100 万円 (1回を限度)	100 万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	A5 コース	B5 コース	C5 コース
	女性疾病(※3)の治療を目的として 1日以上入院したとき 〔女性疾病入院保険金〕	日額 10,000 円 ×入院日数	日額 8,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数
	女性疾病(※3)の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき 〔女性疾病手術保険金〕	手術の種類に応じて 10・20・40 万円	手術の種類に応じて 8・16・32 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき 〔女性疾病手術保険金〕	手術の種類に応じて 20・40 万円	手術の種類に応じて 16・32 万円	手術の種類に応じて 10・20 万円

親介護をセットすることができます。

親介護	保障内容	NEW		
	親が所定の要介護状態になったとき 〔親介護保険金〕	R コース	Q コース	P コース
		親介護保険金額 300 万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200 万円 (1回を限度)	親介護保険金額 100 万円 (1回を限度)

- ・糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- ・三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- ・手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
- ・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

◎お支払対象となる疾病は、つぎの通りです。

(※1)三大疾病：がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中
(※2)所定の生活習慣病：糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病
(※3)女性疾病：子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

お支払対象となる疾病、要介護状態等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.33

保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

入院保障プラン

◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人		本 人または配偶者
	10,000 円	8,000 円	5,000 円
18 ～ 19 歳 (2003.1.2 ～ 2005.1.1)	1,649 円	1,325 円	839 円
20 ～ 24 歳 (1998.1.2 ～ 2003.1.1)	2,148 円	1,724 円	1,088 円
25 ～ 29 歳 (1993.1.2 ～ 1998.1.1)	2,488 円	1,996 円	1,258 円
30 ～ 34 歳 (1988.1.2 ～ 1993.1.1)	2,638 円	2,116 円	1,333 円
35 ～ 39 歳 (1983.1.2 ～ 1988.1.1)	2,660 円	2,134 円	1,345 円
40 ～ 44 歳 (1978.1.2 ～ 1983.1.1)	2,966 円	2,380 円	1,501 円
45 ～ 49 歳 (1973.1.2 ～ 1978.1.1)	3,424 円	2,748 円	1,734 円
50 ～ 54 歳 (1968.1.2 ～ 1973.1.1)	4,398 円	3,530 円	2,228 円
55 ～ 59 歳 (1963.1.2 ～ 1968.1.1)	5,687 円	4,567 円	2,887 円
60 ～ 64 歳 (1958.1.2 ～ 1963.1.1)	7,794 円	6,262 円	3,964 円
65 ～ 69 歳 (1953.1.2 ～ 1958.1.1)	11,309 円	9,089 円	5,759 円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども
	5,000 円
0 ～ 22 歳 (2000.1.2 以降に生まれた方)	862 円

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

万全プラン

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

◎月額保険料 <入院保険金日額・手術基準日額：10,000円・8,000円・5,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本 人		本 人・配偶者	本 人		本 人・配偶者
	10,000 円 A1 コース	8,000 円 B1 コース	5,000 円 C1 コース	10,000 円 A5 コース	8,000 円 B5 コース	5,000 円 C5 コース
18 ～ 20 歳 (2002.1.2 ～ 2005.1.1)	900 円	730 円	470 円	1,450 円	1,170 円	750 円
21 ～ 25 歳 (1997.1.2 ～ 2002.1.1)	940 円	760 円	480 円	1,560 円	1,250 円	790 円
26 ～ 30 歳 (1992.1.2 ～ 1997.1.1)	1,040 円	850 円	530 円	1,940 円	1,560 円	980 円
31 ～ 35 歳 (1987.1.2 ～ 1992.1.1)	1,090 円	900 円	570 円	1,860 円	1,510 円	960 円
36 ～ 40 歳 (1982.1.2 ～ 1987.1.1)	1,110 円	920 円	590 円	1,930 円	1,570 円	1,000 円
41 ～ 45 歳 (1977.1.2 ～ 1982.1.1)	1,190 円	950 円	600 円	2,210 円	1,760 円	1,110 円
46 ～ 50 歳 (1972.1.2 ～ 1977.1.1)	1,400 円	1,130 円	720 円	2,670 円	2,140 円	1,350 円
51 ～ 55 歳 (1967.1.2 ～ 1972.1.1)	2,260 円	1,840 円	1,160 円	3,720 円	3,000 円	1,890 円
56 ～ 60 歳 (1962.1.2 ～ 1967.1.1)	3,330 円	2,700 円	1,750 円	4,980 円	4,010 円	2,570 円
61 ～ 65 歳 (1957.1.2 ～ 1962.1.1)	4,970 円	4,050 円	2,630 円	6,670 円	5,410 円	3,480 円
66 ～ 69 歳 (1953.1.2 ～ 1957.1.1)	7,020 円	5,750 円	3,810 円	8,750 円	7,130 円	4,670 円

親介護												NEW
<親介護保険金額：300万円・200万円・100万円>												
親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	30 ～ 35 歳 (1987.1.2 ～ 1993.1.1)	36 ～ 40 歳 (1982.1.2 ～ 1987.1.1)	41 ～ 45 歳 (1977.1.2 ～ 1982.1.1)	46 ～ 50 歳 (1972.1.2 ～ 1977.1.1)	51 ～ 55 歳 (1967.1.2 ～ 1972.1.1)	56 ～ 60 歳 (1962.1.2 ～ 1967.1.1)	61 ～ 65 歳 (1957.1.2 ～ 1962.1.1)	66 ～ 70 歳 (1952.1.2 ～ 1957.1.1)	71 ～ 75 歳 (1947.1.2 ～ 1952.1.1)	76 ～ 80 歳 (1942.1.2 ～ 1947.1.1)	81 ～ 85 歳 (1937.1.2 ～ 1942.1.1)	
300 万円 R コース	10 円	10 円	40 円	90 円	190 円	400 円	840 円	1,740 円	3,710 円	7,900 円	16,800 円	
200 万円 Q コース	10 円	10 円	30 円	60 円	130 円	260 円	560 円	1,160 円	2,470 円	5,270 円	11,200 円	
100 万円 P コース	10 円	10 円	10 円	30 円	60 円	130 円	280 円	580 円	1,240 円	2,630 円	5,600 円	

NEW

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

入院保障プラン



入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
- 同一の原因により、継続して5日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では120日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：死亡保険金受取人は、配偶者、子(代襲相続の孫)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位指定があったものとして取り扱います。

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.32

万全プラン



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金の支払事由に該当したときに保険金をお支払いします。
- 保険期間満了後の入院・手術等は保険金支払の対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
- 手術保険金は、所定の手術を受けた場合に保険金支払の対象となります。骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術など、手術保険金の支払対象にならない手術があります。
- 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 介護保険金・親介護保険金は、公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合にお支払いします。
- 支払保険金額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、疾病・傷害が発生した時の支払条件で算出した額と、入院や手術等をした時の支払条件で算出した額のいずれか低い金額となります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくはは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき

入院保障プラン

- 入院給付金について
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- 死亡保険金について
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

万全プラン

- 入院保険金、手術保険金について(三大疾病入院保険金・三大疾病手術保険金を除きます。)
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- 介護保険金について
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 親介護保険金について
 - ・被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

1 型 家族サポートプラン

3 型 総合医療プラン

4 型 三大疾病給付プラン

5 型 ニューロングライフプラン

加入申込書記入例

【3型 総合医療プラン<入院保障プラン>】

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社【明治安田生命保険相互会社】が管理責任を負います。契約者または被保険者は、

当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額
- (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

⑤ 4型 三大疾病給付プラン

【保険期間】2022年7月1日(金)～2023年6月30日(金)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

4型 三大疾病給付プランは、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 特定疾病に対する治療費として、保険金が支払われます。

保障内容	保障額
●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中ですべての手術を受けられたとき [特定疾病保険金]	500 万円 300 万円 200 万円
●死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]	

⚠ 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は、重複してお支払いすることはありません。

保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病		お 支 払 事 由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定 疾病 保険 金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を 経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により 初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要と する状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接 の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳 内出血・脳梗塞)	加入日以後に発生した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて 医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等 の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾 病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金		死亡されたとき	—
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	—

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款【付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中】に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(U I C C)のT N M分類が「T a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T i s」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方(指定がない場合は法定相続順位になります。)
高度障害保険金および特定疾病保険金：被保険者

※本人の保険金がお支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。

P.31

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料 <保険期間1年・集団月掛扱月払、保険金額500万円・300万円・200万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	男性			女性		
	500 万円	300 万円	200 万円	500 万円	300 万円	200 万円
18 ～ 20 歳 (2002.1.2 ～ 2005.1.1)	755 円	453 円	302 円	630 円	378 円	252 円
21 ～ 25 歳 (1997.1.2 ～ 2002.1.1)	1,015 円	609 円	406 円	755 円	453 円	302 円
26 ～ 30 歳 (1992.1.2 ～ 1997.1.1)	1,040 円	624 円	416 円	965 円	579 円	386 円
31 ～ 35 歳 (1987.1.2 ～ 1992.1.1)	1,290 円	774 円	516 円	1,380 円	828 円	552 円
36 ～ 40 歳 (1982.1.2 ～ 1987.1.1)	1,750 円	1,050 円	700 円	2,035 円	1,221 円	814 円
41 ～ 45 歳 (1977.1.2 ～ 1982.1.1)	2,435 円	1,461 円	974 円	2,980 円	1,788 円	1,192 円
46 ～ 50 歳 (1972.1.2 ～ 1977.1.1)	4,075 円	2,445 円	1,630 円	3,765 円	2,259 円	1,506 円
51 ～ 55 歳 (1967.1.2 ～ 1972.1.1)	6,780 円	4,068 円	2,712 円	4,935 円	2,961 円	1,974 円
56 ～ 60 歳 (1962.1.2 ～ 1967.1.1)	10,625 円	6,375 円	4,250 円	6,085 円	3,651 円	2,434 円
61 ～ 65 歳 (1957.1.2 ～ 1962.1.1)	16,575 円	9,945 円	6,630 円	8,640 円	5,184 円	3,456 円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

⚠ 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- ・告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

⑥ 5型 ニューロングライフプラン



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

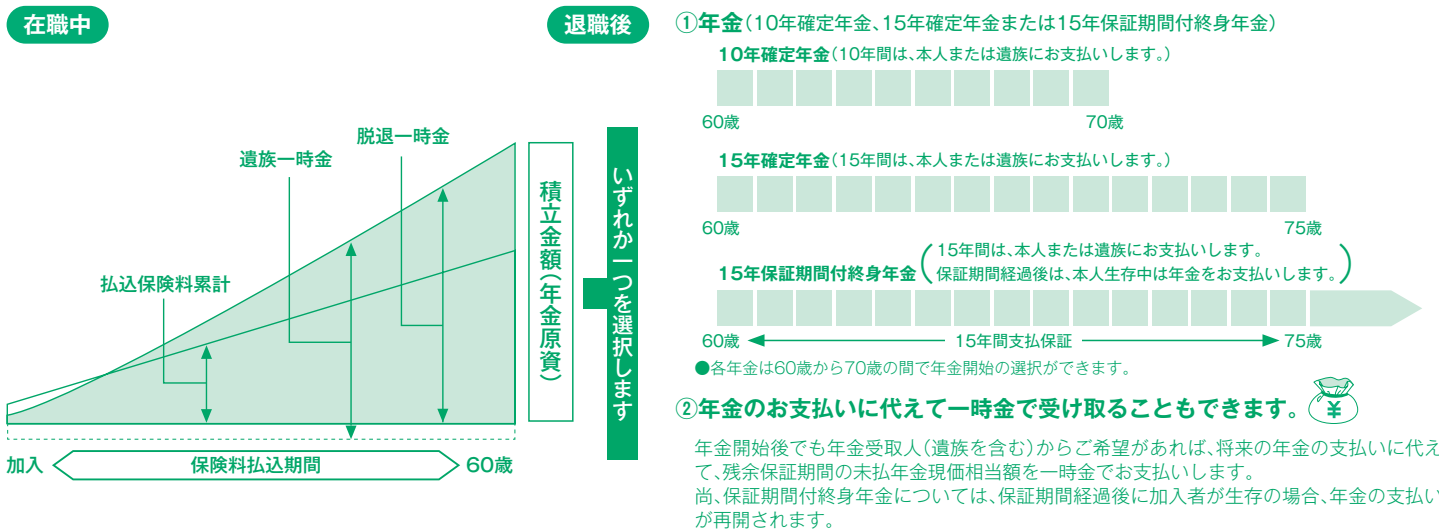
5型 ニューロングライフプランは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特 長

- 在職中に積み立て、払込満了後年金もしくは一時金で受け取れます。
- 1口1,000円から積立でき、一年ごとに積立額の変更も可能です。
- 脱退一時金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除があります。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

制度の仕組み



払込満了後の保障内容

年金を選択した場合

- 年金種類……10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金のいずれかを選択できます。
- 受取方法……60歳（払込完了年齢）に達した時に年金開始の選択ができ、加入者に年金が支払われます。満50歳以上で脱退した時にも年金で受け取ることが可能です。初年度年金月額が1万円に満たない場合は、一時金でお支払いします。
- 年金支払月……毎年3月・6月・9月・12月の年4回です。

給付額試算表（月払保険料10口（1万円）・賞与払保険料10口（10万円）の場合）

加入期間	月 払		賞与払		合 計	
	払込保険料 累計額	積立金額 （脱退一時金額）	払込保険料 累計額	積立金額 （脱退一時金額）	払込保険料 累計額	累計積立金額 （脱退一時金額）
1年	12万円	約 11.9万円	20万円	約 19.8万円	32万円	約 31.7万円
2年	24万円	約 23.9万円	40万円	約 39.8万円	64万円	約 63.7万円
3年	36万円	約 36.0万円	60万円	約 60.0万円	96万円	約 96.1万円
4年	48万円	約 48.3万円	80万円	約 80.5万円	128万円	約 128.8万円
5年	60万円	約 60.7万円	100万円	約 101.2万円	160万円	約 161.9万円
10年	120万円	約 124.9万円	200万円	約 208.0万円	320万円	約 332.9万円
15年	180万円	約 192.7万円	300万円	約 321.0万円	480万円	約 513.8万円
20年	240万円	約 264.5万円	400万円	約 440.6万円	640万円	約 705.0万円
25年	300万円	約 340.4万円	500万円	約 567.0万円	800万円	約 907.4万円
30年	360万円	約 420.7万円	600万円	約 700.7万円	960万円	約 1,121.4万円
35年	420万円	約 505.6万円	700万円	約 842.3万円	1,120万円	約 1,347.9万円

60歳から年金月額10万円を受取るために必要な退職時積立額

10年確定年金の場合	約 1,141万円
15年確定年金の場合	約 1,660万円
15年保証期間付終身年金	男性 約 2,462万円
	女性 約 2,785万円

記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

- 確定年金
保証期間中は本人の生死にかかわらず年金をお支払いします。

- 終身年金
保証期間中は本人の生死にかかわらず年金をお支払いします。保証期間経過後は本人生存中は年金をお支払いします。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1)年間保険料47.471万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率（2021年12月1日現在）を引受割合（2021年12月1日現在）に基づき加重平均した率年1.25％にて計算しています。

ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の予定利率（2021年12月1日現在年1.25％）を使用しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。

記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

新規加入の方へ（新規加入は、年1回の募集時のみ受付けます。）

	1口	最高口数	備 考
月払保険料 （給与積立額）	1,000円	100口（10万円）	2022年7月の給与から、積み立てが開始されます。
賞与払保険料 （賞与時積立額）	10,000円	100口（100万円）	2022年12月、2023年6月の賞与時に同額が積み立てられます。（賞与のみの積み立てではできませんので、必ず月払とセットでお申込みください。）
一時払保険料 （退職時積立額）	1,000,000円	20口（2,000万円）	定年退職者（保険料払込完了者）を対象として、退職金から充当できます。 ●退職時に一時払を利用することにより年金の増額をすることができます。 ただし、確定年金選択の場合の積立額は、在職中の積立残高を限度とします。 ●一時払のみの積み立てではできません。

〈積立について〉

グループ共済保険一斉募集時に限り、新規加入を受け付け、7月1日付けで取り扱います。

現在積立中の方へ

〈積立口数変更について〉

口数変更をされる方

グループ共済保険一斉募集時に限り、増口・一部中止を受け付け7月1日付けで取り扱います。（一部中止については、P.29の別表に定める事由の場合に限られます。）「申込書」に変更後の積立希望口数を記入しご提出ください（Webの場合は申込画面でご入力ください）。なお、積立口数を0にした場合、脱退となります。脱退の場合、別途手続きが必要となります。

〈積立金の払い出しについて〉

脱退をされる方

脱退は随時受け付けます。「給付金請求書」に必要事項を記入し、各社保険担当室（課）に提出してください。

払い出し（減口）をされる方

「給付金請求書」に必要事項を記入し、各保険担当室（課）に提出してください。なお、払出金は5万円以上1万円単位でご指定ください。

送金について（毎月15日締切）

毎月15日までに給付金請求書を大成有楽不動産（株）保険部にご提出いただければ、翌月中旬ごろに指定口座に送金されます。

？ 退職とは右記のことをいいます。

- ①会社と雇用関係がなくなったとき。
- ②満60歳になったとき。（雇用延長・再雇用の場合も満60歳）

「5型 ニューロングライフプラン」の取扱いについて

加入資格 ●加入については加入日に、満15歳以上58歳未満の役員及び従業員で、申込日現在健康で正常に就業されている方で保険料払込完了年齢(60歳)まで2年以上ある方となります。
●加入(変更)日…2022年7月1日

積立 ●保険料負担者は加入者本人です。
●口数の変更は、グループ共済保険一斉募集時のみ受付けます。
【月払保険料(積立額)】
●1口1,000円～最高100口100,000円まで。
2022年7月の給与から、積立が開始されます。
【賞与払保険料(賞与時積立額)】
●1口10,000円 最高100口1,000,000円まで。
2022年12月・2023年6月の賞与時に同額が積立てられます。(賞与のみの積立はできませんので必ず月払とセットでお申込みください。)
【一時払保険料(退職時積立額)】
定年退職者(保険料払込完了者)を対象として、退職金から充当できます。
●退職時に一時払を利用することにより年金の増額をすることができます。ただし、確定年金選択の場合の積立額は、現職中の積立残高を限度とします。
●1口1,000,000円 最高20口20,000,000円まで。退職時に申込を受付けます。(一時払のみの積立はできません。)

●脱退をされる方
脱退は随時受け付けます。「給付金請求書」に必要事項を記入し、各社保険担当室(課)に提出してください。
●払い出し(減口)をされる方
減口は別表記載の事由がある場合に受け付けます。「給付金請求書」に必要事項を記入し、各社保険担当室(課)に提出してください。なお、払出金は 5万円以上1万円単位でご指定ください。

〈別表〉		
事 由	減 口	中 止
①災害	○	○
②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○
③住宅の取得	○	○
④教育(親族の教育を含む)	○	○
⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○
⑥債務の弁済	○	○
⑦その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合	×	○

(○は該当事由)
左記以外のやむを得ない事由の場合は、大成有楽不動産(株)保険部までお問い合わせください。

●送金について(毎月15日締切)
毎月15日までに大成有楽不動産(株)保険部に到着した給付金請求書に対し、翌月中旬ごろに指定口座に送金されます。

年金受給開始後の給付
・年金受取人(保険料負担者)は被保険者本人です。
保険料払込完了年齢(60歳)に達した時、または満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを『年金受給権の取得』といいます。
※初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。
※加入者はお申し出により、年金受取り開始を最長10年間据置くことができます。据置き期間中は引受保険会社が定め た方法により積立てておきます。この期間中は保険料の積み増し、および減口(積立金の払出し)のお取扱いはできませんが、脱退(積立金の全額払出し)は受付けます。なお、据置き期間を変更することもできます。
※年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。
①確定年金
基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせて10年間又は15年間お支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。
②保証期間付終身年金
保証期間中(15年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。
※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

在職中と据置き期間中の脱退と死亡
在職中あるいは据置き期間中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。
脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます。)
死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族に支払われます。)
遺族一時金＝脱退一時金＋月払保険料の1ヵ月分相当額
※遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

配当金
毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

税法上の取扱い
●保険料
5型 ニューロングライフプランの保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。
●年金
加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。
課税対象額＝(基本年金年額＋増加年金年額)
$$- \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$$

※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
●脱退一時金
一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額＝(脱退一時金額－払込保険料合計額－50万円)×1／2(他に一時所得がない場合)
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

引受会社 (2021年12月1日現在)
(引受会社) 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)
住友生命、第一生命、日本生命、大樹生命
(連絡先) 明治安田生命保険相互会社
総合法人第二部 法人営業第一部
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル 東館23F TEL(03)3560-5736

社員権について
相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
※この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

⑦ ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	31
保険金・給付金をお支払いできない場合について	31
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	31
1型 家族サポートプラン	31
3型 総合医療プラン<入院保障プラン>	32
3型 総合医療プラン<万全プラン>	33
4型 三大疾病給付プラン	34
その他の	35

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

1型 家族サポートプラン・4型 三大疾病給付プラン

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

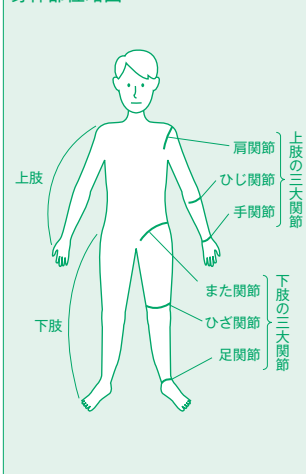
2. 言語またはしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位略図



保険金・給付金をお支払いできない場合について

1型 家族サポートプラン・3型 総合医療プラン<入院保障プラン>・3型 総合医療プラン<万全プラン>・4型 三大疾病給付プラン

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していたいただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[※]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
※告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金をご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

1型 家族サポートプラン

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

3型 総合医療プラン<入院保障プラン>

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数－4日)をお支払いします。 ※1回の入院につき、120日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。)
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。)
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

(注・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。)

- 治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

3型 総合医療プラン＜万全プラン＞

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊お支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 ＊1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物	
乳房および 女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形

妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ハ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りま すとす。 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。

4型 三大疾病給付プラン	
保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

その他

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

4型 三大疾病給付プラン

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
^注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たぎりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

3型 総合医療プラン<万全プラン>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

1型 家族サポートプラン・3型 総合医療プラン<入院保障プラン>・4型 三大疾病給付プラン

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

3型 総合医療プラン<万全プラン>

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

3型 総合医療プラン<万全プラン>

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120－661－320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

保険契約の解除について

3型 総合医療プラン<万全プラン>

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

1型 家族サポートプラン・3型 総合医療プラン<入院保障プラン>・4型 三大疾病給付プラン

【ご照会・ご相談窓口】

●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」)

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

3型 総合医療プラン<万全プラン>

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120－255－400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)】

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570－022808(ナビダイヤル(有料))

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

3型 総合医療プラン<万全プラン>

大成有楽不動産株式会社

電話番号：03-3567-9413

税法上の取扱いについて

税法上の取扱い

＜1型 家族サポートプラン・3型 総合医療プラン＜入院保障プラン＞・4型 三大疾病給付プラン＞

- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
 - 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
 - 本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
 - 高度障害保険金、入院給付金、特定疾病保険金は非課税です。
- <3型 総合医療プラン<万全プラン>>**
- 保険料は控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。
(注)傷害手術保険金・親介護保険金に対する部分の保険料は対象となりません。
 - 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金は非課税です。
- 税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。**

Memo

加入申込書記入例

**ご継続(内容変更がな
ただし、保険料は毎年**

い場合)する場合は加入申込書の提出は不要です。
の更新の都度、算出されますので変更となる場合があります。

加入申込書兼告知書のご記入例

チェック欄
記入例



- 記入例にそって、もれなく①～⑥に従ってご記入・チェック・押印ください。
●お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェックのうえ、必ず訂正印を押印願います。
●ご記入・チェックは、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。

① 特に注意していただきたい事項

●連絡先

日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。

●申込日(告知日)

必ず記入してください。

●確認印 兼 申込印 兼 告知印

※新規加入・内容変更・脱退の場合、必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

②氏名、性別、生年月日欄

印字されていない場合、必ず氏名(カナ)、性別、生年月日を記入・チェックしてください。

③ お申し込み欄

- ご希望のプランを記入・チェックしてください。
- 家族(配偶者・こども)が加入する場合はその制度に本人の加入が必要です。本人が脱退した場合は家族も同時脱退となります。家族は本人と同額以下のコースで加入してください
- 3型 万全プランのみの加入は不可です。万全プランは3型 入院保障プランと同額にてご加入ください。
- 3型 万全プラン 親介護のご加入にあたっては、本人の親は本人の3型 万全プランとセットで、配偶者の親は配偶者の3型 万全プランとセットでご加入ください。

[illegible]

④ 死亡保険金受取人欄

- 〔1型 家族サポートプラン〕
〔3型 総合医療プラン
入院保障プラン〕

約款順位(配偶者→子(死亡している場合の孫を含む)→父母→祖父母→兄弟姉妹の順位)になります。

- 〔4型 三大疾病給付プラン〕
新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。指定がない場合、法定相続順位になります。
※詳細は加入申込書兼告知書裏面でご確認ください。

⑤ 指定代理請求者指定欄

新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)を記入してください。指定がない場合、代理請求者は設定されません。

※詳細は加入申込書兼告知書裏面でご確認ください。

- ⑥ 5 型 ニューロングライフプラン**
の脱退手続きには、別途「積立年
金保険給付金請求書」の提出が必
要となります。
詳細は大成有楽不動産(株)
保険部までお問い合わせください。

申し込みの際は、必ず申込書裏面の告知内容をご確認ください。告知内容に該当する方のみ新規加入(増額)が可能であり、告知内容に該当しない方は新規加入(増額)できません。

Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意ください

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

[1型 家族サポートプラン・3型 総合医療プラン<入院保障プラン>・3型 総合医療プラン<万全プラン>・4型 三大疾病給付プラン]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

[5型 ニューロングライフプラン]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

申込み～保障開始までのスケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
保険会社	セレノ更新募集のご案内		申込書チェック ～不備解消	更新処理 ～確定保険料算出		
新規申込、 契約内容変更の方	セレノバンフレット等 受領	ご検討期間 加入申込書提出 申込書提出期限			7月1日 保障開始	第1回保険料 7月分給与から 控除

確認事項

次の場合のみ加入申込書を提出してください

- ①更新方法
- いずれかのプランに新規加入(申込み)する場合
 - いずれかのプランの一部または全てを脱退する場合
 - いずれかのプランの加入内容を一部変更する場合
 - 現在ご加入のプランに追加で申込みする場合
- なお、現在ご加入の保険をそのまま継続する場合、現在ご加入がなく今年度も加入希望がない場合には、加入申込書を提出する必要はありません。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

- ②保険証券 グループ共済保険(1型・3型・4型・5型)は、大成建設(株)が保険契約者となっているため、被保険者各位には保険証券は発行されません。

- ③保険期間途中での変更・脱退 セレノの各種保険は団体扱い制度のため、原則として途中でのお申込みやご契約内容の変更はできません。また、退職以外の事由での脱退はできません。

グループ共済保険問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 グループ共済保険専用電話 0120-220-325

- ・月～金曜日 9時～17時 ※土日祝日を除く
- ・募集期間中のみ設置しています
- ・申込締切日以後は下記の大成有楽不動産(株)保険部宛にお問い合わせください

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

大成有楽不動産株式会社 保険部
03-3567-9413

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部法人営業第一部
03-3560-5736
〒107-0052 東京都港区赤坂2-1-4 27 国際新赤坂ビル東館23階